

持続可能な森林づくりにつなげる
循環型社会の住まいづくりを目指す



あさひかわ
「地域材の木でつくる家」

＜令和8年度 旭川市地域材活用住宅建設補助金＞

「地域材」とは、北海道内の森林から産出され、かつ、北海道内で加工された建材をいいます。旭川産材の家づくりを目指した特色ある取り組みにつなげるため、地域材のうち、旭川市内の森林から産出され、上川管内で加工された木材を「旭川産材」として区分しています。

補助制度の令和8年度見直しポイント

除却工事加算を新設

市内の住宅を取り壊して、新たに地域材住宅を建てた場合、補助額を**50万円加算**

※ 詳細は1ページをご覧ください。

抽選方法の変更

申請額の合計が募集予算額を超えた場合の抽選方法を変更します。

※ 詳細は裏面をご覧ください

JIMOLEさくひん ▶

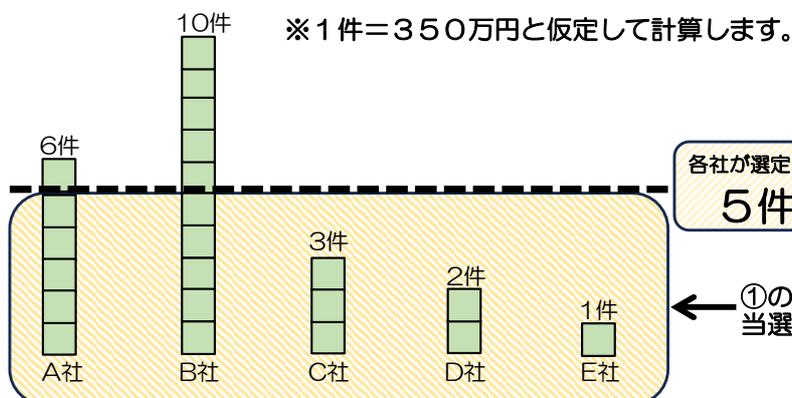


旭川産材の素敵な家づくりをご紹介します。

【補助申請額の合計が募集予算額を超えた場合】

受付期間内に提出された認定申請の申請額の合計が募集予算額を超えたときは、予算の範囲内で補助金を交付します。採択方法は、①各事業者が選定した5件までの対象者の申請が優先的に当選し、その後、②各事業者と対象者が協議の上で決定した優先順位の高い順に当選します。以下に具体例を示します。

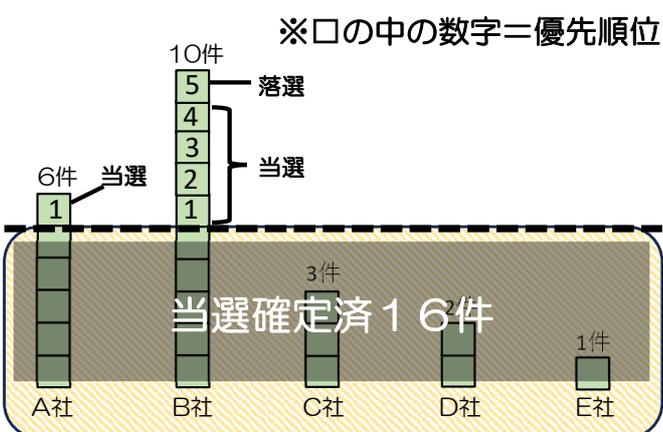
①各事業者が選定した5件までの対象者の申請を優先的に当選



事業者名	当選件数
A社	5件
B社	5件
C社	3件
D社	2件
E社	1件
合計	16件

16件の全申請が、旭川産材15m³使用 250万円 + 子育て加算 100万円 = 350万円と仮定した場合
16件 × 350万円 = 5,600万円分の当選が決定
 ※ 予算残額は1,900万円 (予算額7,500万円 - 5,600万円)

②各事業者と対象者が協議の上で決定した優先順位の高い順に当選



優先順位	A社	B社	当選後の残額	当選状況
1位	1件	1件	1,200万	当選
2位	—	1件	850万	当選
3位	—	1件	500万	当選
4位	—	1件	150万	当選
5位	—	1件	▲200万	落選

A社1件、B社4件が当選し、予算が不足する優先順位第5位の申請が落選

※ 全22件の申請のうち合計21件・7,350万円が当選となる

※ 予算残額150万円は執行しない

選定に関するQA

Q1：6件目以降の申請について、優先順位は必須ですか

A1：6件目以降の申請であれば、事業者と協議の上、優先順位を必ず申請書に記載願います。

Q2：手順2において、予算が不足する優先順位で同順位の方が複数いる場合の選定方法

A2：同順位内の申請者で抽選をして決定します。

Q3：優先順位が下位の申請であっても、予算残額によって当選する場合がありますか

A3：予算が不足する優先順位より下位の申請が、繰り上がりで当選することはありません。

令和8年度

旭川市地域材活用住宅建設補助金

地域材とは、北海道内の森林から産出され、かつ北海道内で加工された木材になります。
旭川産材とは、旭川市内の森林から産出され、かつ上川管内で加工された木材になります。

対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 旭川市内に新築する戸建住宅（建売住宅含む）で、高性能の認定を受けた住宅 ◆ 5㎡以上の旭川産材を使用し、かつ、15㎡以上の地域材を使用した住宅 ◆ 旭川市内に本店を置く事業者が施工する住宅 ◆ 令和8年4月1日以降に工事が完了するもの
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 新築する住宅の発注者又は買主 ◆ 交付申請までに対象住宅に住居登録を行う者 ◆ 同居する世帯員に、550万円の所得を超える人がいないこと ◆ 旭川市税を完納していること ◆ 地域材の普及促進に向けた次の取り組みを全て実施すること。 市が貸し出すのぼり旗を建設現場へ掲げる・市が行う情報発信のため住宅の写真を提供する・住宅完成見学会を実施する
補助金額	基本 + 加算 の合計額 150万円 ~ 世帯加算により最大500万円

基本

高性能の認定を受けた住宅

ZEH住宅、北方型住宅2020長期優良住宅、低炭素住宅等

+

地域材（道産材+旭川産材）

15㎡以上使用

※旭川産材は5㎡以上使用すること

旭川産材の
木材使用量に応じて

5㎡以上	or	10㎡以上	or	15㎡以上	or	20㎡以上	or	25㎡以上
150		200		250		300		400
万円		万円		万円		万円		万円

加算

子育て世帯 100万円

交付申請時点で
18歳以下の子と同居する世帯
(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は孫)

または

二世帯同居 100万円

交付申請時点で2以上の世帯が(対象者の3親等以内の親族)、同居する場合

または

除却工事 50万円

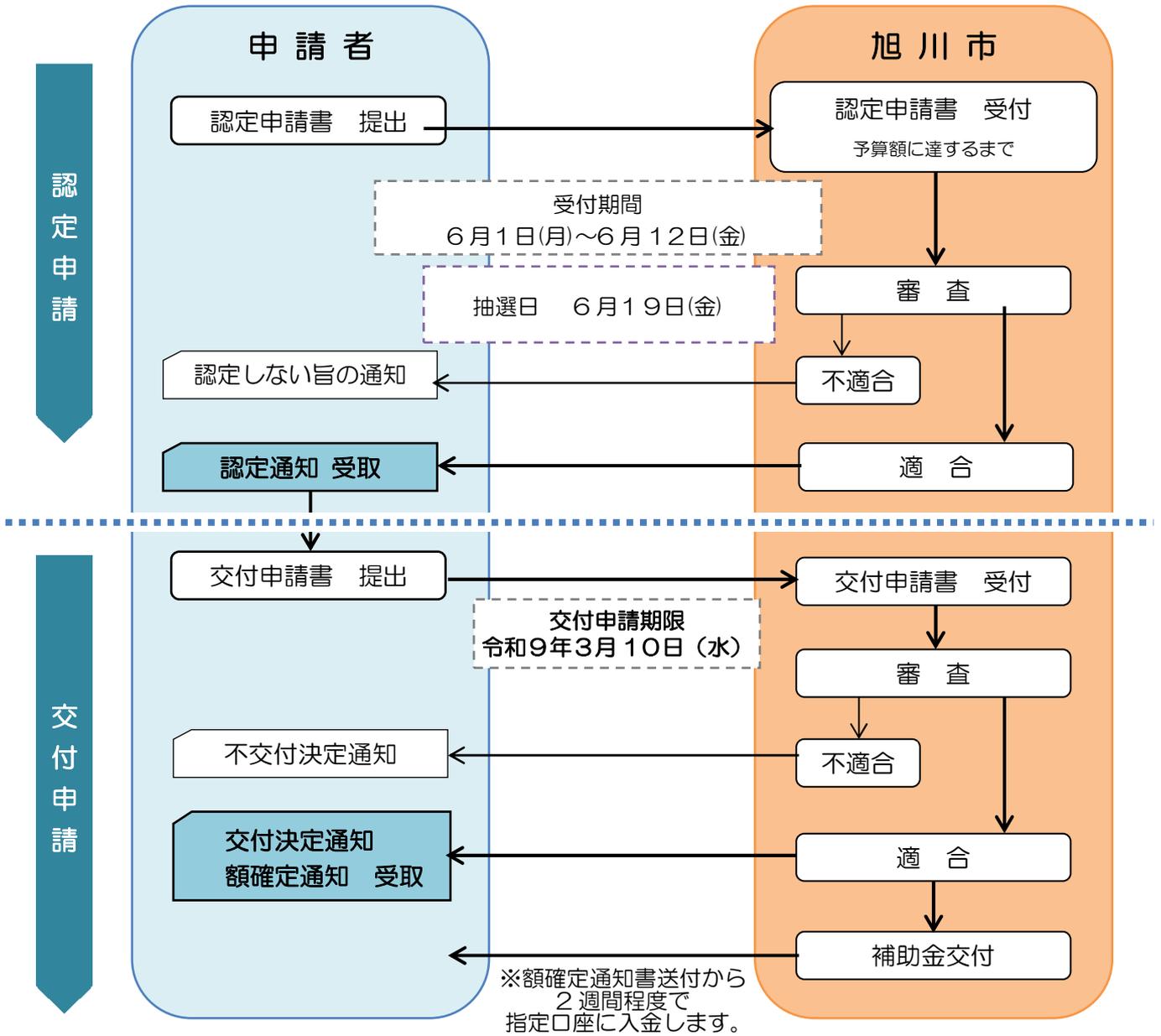
4月1日以降に市内に本店を置く事業者と契約し、新築する敷地内にある登記済みの既存住宅の除却をする場合

※ 今年度に国や本市の「住宅改修補助金」「住宅雪対策補助金」等の他の補助金との併用はできません。

除却工事 加算の要件	除却住宅	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 新築する敷地内にある登記済みの住宅 ※店舗等併用住宅や付帯施設のみ場合は対象外 ◆ 申請者又は申請者からみて3親等以内の親族が所有する住宅
	契約	◆ 4/1以降に市内に本店を置く事業者と申請者が契約

まずはじめに 認定申請	<p>令和8年6月1日（月）～6月12日（金） 抽選：6月19日（金）</p> <p>募集予算額 7,500万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 受付期間内に予算額を超えた場合は、抽選となります。 ※ オンライン申請が可能です。申請方法はオンライン・郵送・窓口持参の3種類でメールでの申請は受付しておりません。 詳しくは10ページ《オンライン申請の利用方法》を御覧ください。 ※ 郵送での申請は、受付期間内必着でお送りください。 ※ 受付期間内に予算額を超えなかった場合は、7月14日（火）まで先着順で受付します。
----------------	--

申請から補助金の支払までの手順の流れ



対象になる申請パターン（新築のみの場合）

令和8年4月1日から令和9年3月10日までに、対象住宅の工事を完了（検査済証を取得）し、新たに住民登録を行うことが必要です。※建売住宅の売買契約は、令和9年3月10日までに締結してください。次のパターンを参考に、申請の有効期間と工事完了日を御確認ください。

パターン	R7 年度		R8 年度		交付申請期限 R9. 3/10	対象の可否	備考
	~3/31	4/1~		~3/31			
注文住宅	A	◆	●			×	工事完了日がNG
	B		◆	●		○	
	C			◆	●		○
	D				◆	●	×
建売住宅	E	◆	●			×	工事完了日がNG
	F		◆	●		○	
	G			◆	●		○
	H				◆	●	×

◆：契約日 —：工事期間 ●：工事完了日（検査済証交付日）

手続に必要な書類（認定申請時、交付申請時にそれぞれ提出する書類です。）

認定申請時に必要な書類		令和8年6月12日（金）まで
① 認定申請書	所定の様式 ※別紙「【木材予定使用量】等」	11～13ページ参照
② 申請者の納税証明書	市税の滞納のない証明	14ページ参照
③ 世帯員の所得証明書	18歳以上世帯員全ての申請年度の「市・道民税所得証明書」 (学生は除く)	15ページ参照
④ 平面図・間取図	各階平面図 ※除却工事加算の場合は、除却住宅の間取図も必要です。	
※②、③は市役所総合庁舎3階税制課窓口又は各支所で交付（各1部300円、申請年度のもの）		

交付申請時に必要な書類		令和9年3月10日（水）まで
① 交付申請書		
② 工事請負契約書等の写し		
③ 住民票や戸籍等の写し		
④ 検査済証の写し		
⑤ 地域材を15m ³ 以上使用したことが確認できる書類		
⑥ 高性能の認定を受けた住宅であることが確認できる書類		4ページ参照
⑦ 対象住宅の写真		6ページ参照
⑧ 対象住宅の図面		
⑨ 除却工事が確認できる書類 ※ 除却工事加算を申請する場合		
⑩ 補助金請求書		

※詳しくは、交付申請書類の御案内を御確認ください。

手続に関する注意事項

- 認定申請は、工事請負契約（売買契約）前又は工事着手前でも可能です。
- 認定申請時、使用する地域材の産地と予定使用量も必要になります。予め施工業者等に確認しておいてください。認定通知後に産地の変更や使用数量が減る場合（補助金額が減少する場合）は変更申請が必要になります。なお、工事場所や施工業者が変わったり、地域材の使用数量が下回るなど対象住宅の要件を満たさなくなった場合は、認定を取り消すことがあります。
- 交付申請をするためには、認定申請受付期間中に認定申請の手続きを行い『補助金認定通知書』を受け取る必要があります。
- 交付申請時に必要な⑥番の書類（高性能の認定を受けた住宅であることを証明する書類）は、工事着手前に関係機関で手続が必要になることがありますので、御注意ください。
- 使用木材の確認のため、建方時に現場確認を行います。（P5参照）
- 提出書類に不備や虚偽があった場合は、補助金を交付できないことがあります。

提出・お問合せ先

旭川市 建築部 住宅課 ☎（0166）25-9708
〒070-8525 旭川市7条通10丁目 第二庁舎3階
（住宅課 補助金担当）

Email : reform@city.asahikawa.lg.jp



地域材活用住宅建設補助金
ホームページ



地域材活用住宅建設補助金
認定申請フォーム

※ 申請窓口（第二庁舎3階）の場所に変更はありませんが、4月1日より担当課が建築総務課から住宅課へ変更となりました。

※ 総合庁舎の住宅課では窓口受付を行っていませんので、御注意ください。

対象者基準

- ・令和8年4月1日から令和9年3月10日までに、対象住宅に住民登録を行った者
- ・対象住宅の工事請負契約の発注者 又は 売買契約の買主
- ・申請年度の所得が550万円を超える世帯員がない者
- ・対象住宅及び土地を全て所有している者
所有していない場合は、補助金の申請及び工事の実施について所有者の承諾を得ている者
- ・地域材の普及促進に向けた取り組みを全て実施する者
市が貸し出すのぼり旗を建設現場へ掲げる・市が行う情報発信のため住宅の写真を提供する・住宅完成見学会を実施する

※ 所得とは、認定申請時点の「市・道民税所得証明書」内の「合計所得金額」をいい、18歳以上の世帯員全てが対象（学生は除く）

※ 申請者が暴力団員の場合は対象外

対象住宅基準

- ・令和8年4月1日から令和9年3月10日までに建築基準法上の**検査済証**の交付を受けた住宅
- ・**5㎡以上**の旭川産材を使用し、かつ、**15㎡以上**の地域材を使用した住宅
- ・高性能の認定を受けた住宅
ZEH住宅（Nearly ZEH、ZEH Orientedを含む）、北方型住宅2020、長期優良住宅、低炭素住宅、建設住宅性能評価等の認定を取得した住宅
- ・市内に本店を置く事業者が施工した住宅

※ 住宅とは、旭川市内に建築する住むための家屋で、一戸建て形式の住宅をいう。

共同住宅（住戸が分かれていて、全ての住戸に内部で往来できない住宅）、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、公営住宅その他これらに類するものを除く。

※一戸建て形式とは、住戸の別がない又は住戸の別があるが全ての住戸に内部で往来可能な形式をいう

※ 店舗等併用住宅は対象外

※ 検査済証の適用を受けない場合は、建設住宅性能評価書の交付を受けた住宅

※ 工事完了日は建築基準法上の検査済証の交付年月日とします。

【高性能の認定を受けた住宅であることを証明する書類】

住宅の種別	証明書類	発行機関等
ZEH住宅 ※1	BELS評価書（ZEHマークが表示されたもの）	BELS登録機関
北方型住宅2020 ※2	北方型住宅基本性能確認書 又は 住宅ラベリングシート	建築指導センター 又は きた住まいるサポートシステム
長期優良住宅 ※3	長期優良住宅の認定通知書	旭川市
低炭素住宅 ※4	認定低炭素住宅の認定通知書	旭川市
建設住宅性能評価 ※5	建設住宅性能評価書 （断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6を満たすもの）	指定住宅性能評価機関 登録住宅性能評価機関

「性能向上計画認定通知書」等、これらと同等以上の性能と認定を受けた住宅も対象になります。

（断熱等性能等級5及び一次エネルギー消費量等級6を第三者機関で証明を受けたもの）

※1 建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年告示第489号）によるBELS評価書（ZEHマークが表示されたもの）の交付を受けた住宅（Nearly ZEH、ZEH Orientedを含む）

※2 北海道で設定した北方型住宅基準（2020年基準）に適合した住宅（断熱等性能等級5及び一次エネルギー消費量等級6を第三者機関で証明を受けたもの）

※3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）による長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅

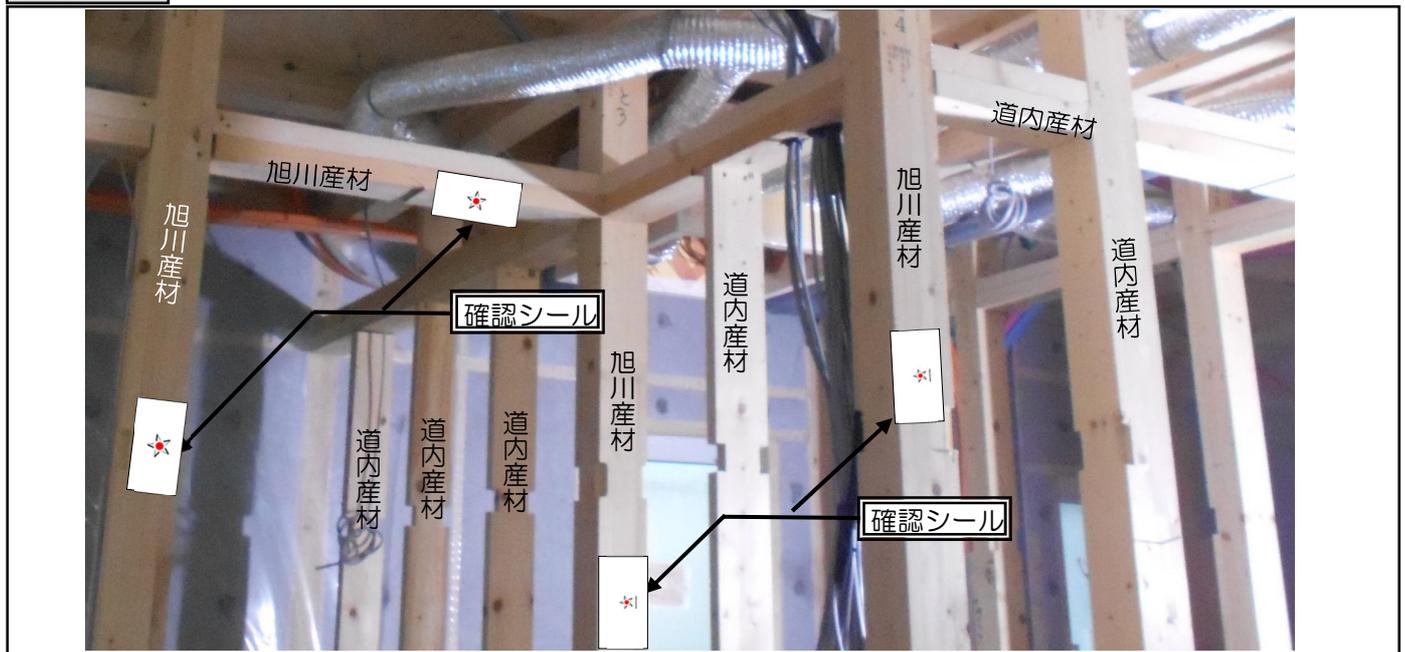
※4 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）による低炭素建築物新築等計画の認定を受けた住宅

※5 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）による建設住宅性能評価書の交付を受けた住宅

【旭川産材確認シールの貼付方法等】

- ・補助対象とする旭川産材の建材に貼付が必要です（旭川産材以外の道内産材及び外国産材には貼付できません）。

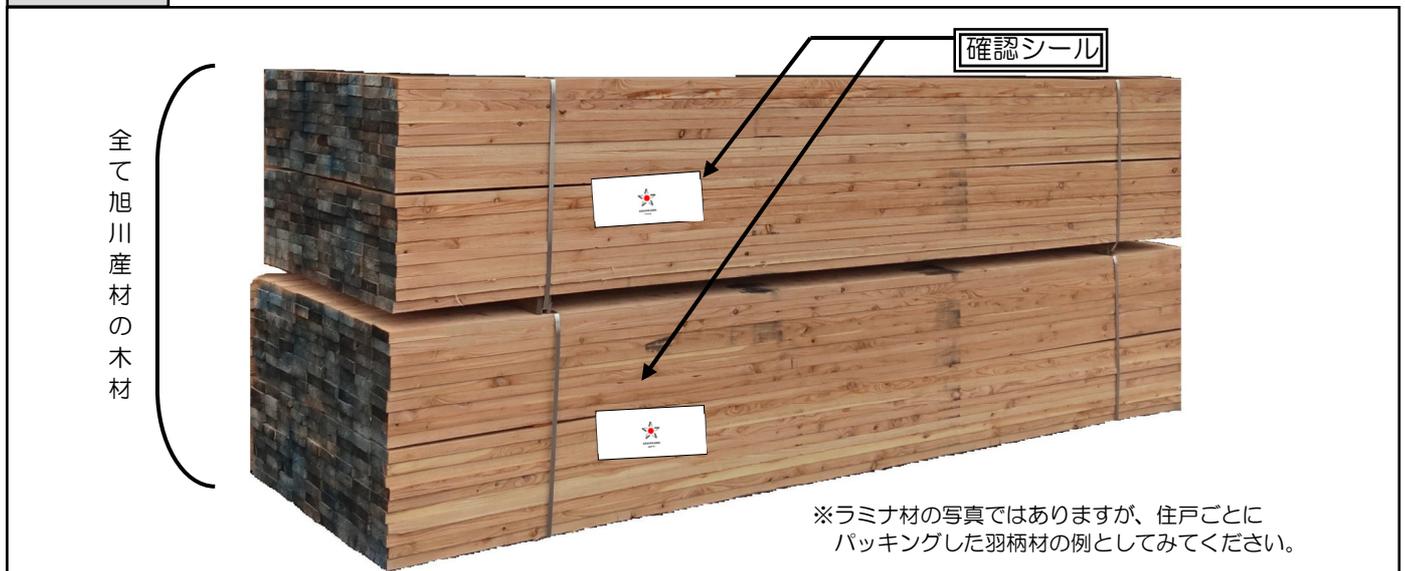
構造材



【旭川産材確認シール貼付に当たってのお願い】

- ・プレカット図や木拾いリスト（木取表）で決めた旭川産材の使用建材に旭川産材確認シールを貼り付けてください。
- ・構造材への貼付は、旭川産材の使用建材に適切に貼り付けを行うため、施工業者やプレカット業者等が行ってください。
- ・土台、柱、梁などの使用部位にバランス良く貼り付けをお願いします。
- ・写真は、現場搬入時と建て方完了時に撮影してください。建て方完了時の写真については、壁、天井、床の仕上材で覆う前に、貼り付けた面（横・上・下の各方向）全体がわかるように2箇所以上撮影してください。

羽柄材



【旭川産材確認シール貼付に当たってのお願い】

- ・羽柄材への確認シールの貼付は、住戸ごとに出荷するパッキングの外側に貼り付けます。使用建材1本ごとへの貼付は不要です。
- ・羽柄材への貼付は、旭川産材と他建材を明確に区分するため、製材業者が行ってください。
- ・写真は、現場搬入時（上記写真）と建て方完了時に撮影してください。建て方完了時の写真については、羽柄材を施工した部位（壁下地、床下地、天井下地等）ごとに、断熱材や仕上材で覆う前の写真を撮影してください。

【旭川産材の現地確認】

- ・旭川産材確認シールを貼り終えた後、市職員による現地確認を行います（施工業者等の立会が必要）。
- ・工程を確認し、建て方工事が終わる1週間以上前に市へ連絡し、日程調整を行ってください。
- ・現地確認の際は、旭川産材の使用箇所が確認できる資料等を用意してください。

【地域材の普及促進 PR 協力について】

のぼり旗

〇市が貸し出しするのぼり旗を建設現場内に掲出してください

掲出期間	工事着工から住宅完成見学会終了まで
貸与手続	工事着工前に住宅課にご連絡ください。 日程確認し、窓口で貸与手続のうえ、のぼり旗をお渡しします。
返却手続	住宅完成見学会終了後、住宅課窓口まで、ご持参いただきますよう、お願いします。
留意点	掲出後、破損、紛失等をした場合には、速やかに住宅課までご連絡ください。

工 事 中



のぼり旗も写った外観 × 1 枚
・なるべく周りの建物等が写らないよう撮影してください。

住宅完成見学会



地域材 PR 用の幕も写った内観 × 1 枚
来場者が見学している様子 × 1 枚

住宅完成見学会 & PR 用の幕

〇工事完了後、一般の方向けの見学会を実施し、のぼり旗及び地域材などの PR 用の幕を掲出してください

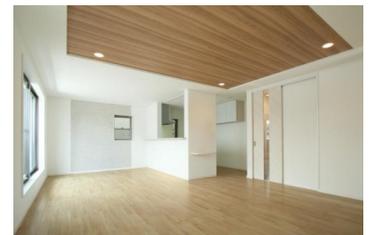
期間	工事完了後から交付申請までの間で 1 日以上
方法	地域材「人と木をつなぐ仕事」や高性能住宅「ZEH」に関する PR 用の幕を掲出(市から貸与)し、見学会を実施してください。
貸与手続	見学会実施前に住宅課にご連絡ください。 (見学会実施日もあわせて御連絡ください) のぼり旗と同様、窓口で手続のうえ貸与します。 (返却手続ものぼり旗と同様です)
報告	見学会終了後、来場人数や写真等を専用フォームから報告してください。
留意点	※施工業者の協力も必要になるので、施工業者と調整のうえ実施してください。

完 了



外 観 × 1 枚
・なるべく周りの建物等が写らないよう撮影してください。

完 了



内 観 × 1 枚
・家具等が含まれていても構いません。

完 了



こだわりの 1 枚
・家づくりで 1 番こだわった箇所を撮影してください。

写真データ

〇市の SNS「JIMOE さくひん」で、旭川産材の素敵な家づくりをご紹介するため、工事中及び工事完了後の住宅の写真データを市に提出してください

掲出期間	工事完了後速やかに提出してください。
提出方法	提出フォーム(オンライン)を後日、ホームページに掲載します。
提出枚数	工事中写真 1 枚(のぼり旗も写った外観) 見学会写真 2 枚(地域材 PR 用の幕も写った内観 1 枚、来場者が見学している様子 1 枚) 完了写真 3 枚(外観 1 枚、内観 1 枚、こだわりの 1 枚)
留意点	提出していただいた写真は、住宅の床面積や旭川産材の使用量などの情報とともに、実績として SNS 等でご紹介いたしますが、個人情報(氏名、住所、見学状況等)につながる情報は投稿いたしません。

旭川市地域材活用住宅建設補助金 Q & A

制度の利用に関すること

Q1 建売住宅をこれから購入する場合でも、申請できますか。	
A1	令和8年4月1日以降に工事が完了し、交付申請時までに入居可能な建売住宅で、要件を全て満たす場合は申請が可能です。
Q2 工事請負契約を連名(夫婦や親子等)で締結する場合、どのように申請したらよいですか。	
A2	契約者が複数いる場合は、その全員が補助金の申請者となります。認定申請時には、代表となる申請者を選んで申請してください。それ以外の申請者は、その他の申請者として申請してください。なお、補助金の振り込み先は「申請代表者」名義の口座になります。
Q3 同年度に旭川市の融雪槽の補助金と併用することはできますか。	
A3	「旭川市住宅改修補助金」や「旭川市住宅雪対策補助金」との併用はできません。また、住宅の取得や、住宅の本体工事の全部又は一部を対象とする他の補助制度も、重複して利用することはできません。
Q4 同年度に当補助金の除却工事加算とその他の除却工事に係る補助制度を併用できますか。	
A4	同じ敷地内の建物に対しては併用できません。
Q5 住宅の一部に店舗や事務所等を併設している住宅は対象になりますか。	
A5	対象になりません。
Q6 既存の車庫のみがある敷地内に、新たに一戸建ての住宅を新築する場合は対象になりますか。	
A6	対象になります。既存である建物が住宅以外の用途で、新たに建築するものが一戸建て住宅の場合は、補助対象となります。
Q7 二世帯住宅を新築する場合、親と子の両者が別々に申請できますか。	
A7	できません。本補助金は一戸建ての住宅1棟につき1度の申請まで有効です。なお、対象基準(4ページ)に該当する二世帯同居を行うときは、補助金の加算があります。
Q8 単身赴任で市外に住み続けている夫が住宅の工事請負契約をする場合、申請できますか。	
A8	申請者が単身赴任などの事情により居住できない場合でも、申請は可能です。ただし、申請者からみて2親等以内の親族が対象住宅に居住することが条件になります。交付申請時に、住民票とあわせて申請者と居住者の関係がわかる書類を提出していただきます。
Q9 地域材普及促進の取組のうち、住宅完成見学会を実施しなくても、対象になりますか。	
A9	対象になりません。住宅完成見学会の実施、建設現場へののぼり旗の掲示及び住宅写真データの提供は、補助金を交付するための要件となっております。認定後に、これらの取組ができなくなった場合は、認定を取り消します。

認定申請に関すること

Q10	認定申請をしないと工事請負契約や工事を開始することはできませんか。
A10	認定申請前に工事請負契約を締結することや、工事を開始していても構いません。 ただし、高性能な住宅であることの認定等は、工事開始前に関係機関で手続を行う必要がありますので御注意ください。
Q11	認定申請をせずに、交付申請をすることはできますか。
A11	できません。補助金の交付を受けたい方（交付申請したい方）は、必ず認定申請期間内に認定申請の手続を行ってください。
Q12	所得を証明する書類とは、どのようなものが必要ですか。
A12	申請年度の「市・道民税所得証明書」が世帯員全員分必要になります。ただし、18歳未満及び学生は除きます。なお、発行可能時期は1月1日時点にお住まいの市町村にご確認ください。

交付申請に関すること

Q13	工事は完了しましたが、まだ引越しをしていません。交付申請の対象になりますか。
A13	対象になりません。対象住宅に住民登録を行ったうえで、交付申請の手続を行ってください。 なお、交付申請の期限は令和9年3月10日です。
Q14	使用した地域材の産地や加工地を証明する書類とは、どのようなものですか。
A14	現場名、木材の種類（商品名）、数量、木材の産地名、生産工場名等が記載され、必ず北海道森林組合連合会又は北海道木材産業共同組合連合会の認定番号がある出荷証明書、もしくは納品書等です。この証明書類で地域材が1.5m ³ 以上使用していることを確認しますので、必ず全ての地域材の産地証明書を提出してください。産地証明書の提出がない場合は、本補助金の対象になりません。※詳しくは、交付申請書類の御案内を御覧ください。
Q15	16歳の子どもが別居して生活しています。子育て世帯の対象になりますか。
A15	対象になりません。交付申請時点で、対象住宅に18歳以下の子又は孫の住民登録があることが加算の条件になります。
Q16	8歳と10歳の子どもがいます。子育て世帯として200万円加算できますか。
A16	できません。同じ世帯に18歳以下の子が2人以上いる場合も、加算額は一律100万円です。
Q17	「子育て世帯加算」と「二世帯同居加算」は併用することができますか。
A17	併用はできません。どちらか一方の加算となります。
Q18	世帯による加算(子育て 又は 二世帯同居)と除却工事による加算は併用可能ですか。
A18	併用はできません。どれか一つの加算となります。

Q19	現在妊娠中の場合は、子育て世帯で申請できますか。
A19	できます。交付申請時に母子健康手帳の写しを提出してください。
Q20	除却工事と新築工事がまとまった契約書でも申請できますか。
A20	できます。ただし、除却工事の内容が明確に判別できるよう記載されている場合に限りです。
Q21	新築工事の契約者と除却工事の契約者が違いますが、除却工事加算の対象になりますか。
A21	対象になりません。
Q22	新築する土地とは別の土地にある既存住宅を除却する場合、除却工事加算の対象ですか。
A22	対象ではありません。

手続全般に関すること

Q23	手続の途中で変更が生じた場合は、どうすればよいですか。
A23	補助金額が減少する場合のみ、変更申請の手続が必要になります。地域材の産地や数量の変更などで補助金額が減少する場合は、変更申請書と変更内容が確認できる書類を速やかに提出してください。それ以外の変更については、変更した内容が分かる書類を交付申請時に提出してください。なお、認定申請後に補助金額の増額はできません。
Q24	認定申請後に工事が中止になりました。手続は必要ですか。
A24	届出が必要です。「辞退届」を速やかに提出してください。
Q25	申請書類の提出は申請者本人が行わなければならないですか
A25	申請書類の提出は原則本人が行ってください。本人が市へ書類提出することが困難な場合は、書類を本人以外提出しても構いませんが、必ず申請者本人が全ての書類の内容を確認した上で、提出をしてください。
Q26	この補助金は、「フラット35地域連携型」の対象になりますか。
A26	なります。フラット35を利用する場合は、認定申請時に「地域連携型利用対象申請書」を必ず提出してください。
Q27	申請者以外の口座に補助金を入金できますか。
A27	できません。
Q28	建設場所や施工業者の変更はできますか。
A28	できません。申請を取り消し（辞退）することになります。
Q29	各期間の最終日の申請等は、メールやオンラインで23時59分まで受け付けてもらえますか。
A29	申請等は、最終日の17時15分までの受付となりますので、余裕を持った手続きをお願いします。また、メールでの申請受付はしておりません。

申請方法の御案内

■オンライン申請	申請書類の印刷や、書類の郵送や持参の手間が省け、簡単に申請することができます。速やかな審査のためにも、オンライン申請への御協力をお願いします。
■郵送申請	郵送申請は、受付期間内必着まで有効です。
■窓口申請	必要書類を全て揃えて、受付期間内に申請窓口まで持参してください。 開庁時間：平日 午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分 なお、各支所や地区センター等では申請できませんので御注意ください。

《 オンライン申請の利用方法 》

0. 事前準備

手順の際は、必要書類の PDF ファイルや画像ファイル等を添付する必要があります。
あらかじめ画像ファイル等を準備の上、手続きを行っていただくよりスムーズに行えます

1. 右の二次元コードを読みとるか、ホームページから申請画面へアクセス

申請する補助制度名を必ず確認してください。

申請フォーム URL： <https://logoform.jp/form/iLZf/1506631>



オンライン申請

2. 必須項目を入力

文字や数字に誤りのないよう正確に入力してください。

また、申請フォームの質問に沿って選択項目も全てチェックしてください。必須項目が未入力の場合、手続きが正常に行えません。質問事項は『補助金認定申請書』と同じ内容です。

不明な箇所がある場合は、11～13ページ〈申請書 記載例〉を確認してください。

3. 納税証明書、所得証明書のファイルをアップロード

納税証明書等を指定のファイル形式にしてアップロードしてください。

ファイル形式は、Word、Excel、PDF、JPEG、PNG のいずれかとしてください。（最大容量 5MB）

※提出データは、文字等が鮮明に確認できるようにしてください。

4. 受付番号と仮番号の発行

「確認画面へ進む」で画面内の入力内容を確認後、誤りがなければ「送信」を押してください。

後日、正式な「受付番号」を郵送又は登録されたメールアドレスにお送りします。

抽選結果や、今後の手続きで必要になる番号は「受付番号」になりますので必ず御控えください。

なお、送信完了時に発行された「仮番号」は、受付番号が届くまでの仮の番号になりますので御注意ください。

また、申請者アンケートにも御協力をお願いします。

5. 送信完了メールの受信

登録されたメールアドレスに送信完了メールが届きます。入力時のメールアドレスに誤りがある場合や、迷惑メール・Eメールの受信拒否等の設定状況によっては、Eメールが届かない場合があります。以下の送信元アドレスからのEメールを受信できるように、ドメインの受信を設定してください。

差出人ドメイン：@logoform.jp

注意事項

- ・「入力内容を一時保存する」をクリックすることで、途中まで入力した内容を保存することが可能です。次回同じブラウザでアクセスした際に、再開することができます。
- ・入力した内容は「入力内容を印刷する」等でお控えください。
- ・申請者本人がメールアドレスを持っていないなど、本人による送信が困難な場合は、代理の方が送信しても構いませんが、必ず申請者本人が全ての書類の内容を確認した上で、送信してください。
- ・一度申請した内容を変更したい場合や取り下げたい場合は、必ず御連絡ください。
- ・内容の不備がある場合は、別途メールや電話にて連絡させていただきます。
- ・受付期間締切間際の申請の場合、御自身による操作やPC等のトラブルによる遅れであっても対応できかねます。早めの申請に御協力をお願いします。

〈 認定申請書 記載例 〉

黒い太枠内は入力必須項目になります。
文字や数字に誤りのないよう正確に入力してください。

旭川市地域材活用住宅建設補助金認定申請書

(兼申請者等の個人情報照会承諾書)

(申請書を提出する日)

○ 年 ○ 月 ○ 日

(宛先) 旭川市長

※太枠の中を記入してください。

申請代表者 (工事請負契約者 又は 売買契約者)		
〒 070-0037	フリガナ アサヒカワ タロウ	年齢
現住所 旭川市7条通9丁目48番地	氏名 旭川 太郎	40 歳
電話(携帯)番号 090-0000-0000	メールアドレス asahikawa@000.000	
建設場所 旭川市6条通10丁目00-00		
その他の申請者 ※申請代表者以外に契約者がいる場合		
〒 -	フリガナ	年齢
現住所	氏名	歳
電話(携帯)番号 -	メールアドレス @	

標記補助金について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

また、担当部局が申請内容の確認のため、「旭川市関係部局及び関係団員」の情報について、市の関係部局及

契約者が複数いる場合は、その全ての契約者が申請者になります。
※3名以上いる場合は別途御相談ください。

区 分		補助金額		
基 本	高性能地域材 (道産材+旭川産材) 15㎡以上使用 ※旭川産材 5㎡以上使用	旭川産材(旭川市内産 かつ 上川管内加工した木材)を 5m ³ 以上使用 <input type="checkbox"/> 150万円		
		旭川産材(旭川市内産 かつ 上川管内加工した木材)を 10m ³ 以上使用 <input checked="" type="checkbox"/> 200万円		
		旭川産材(旭川市内産 かつ 上川管内加工した木材)を 15m ³ 以上使用 <input type="checkbox"/> 250万円		
		旭川産材(旭川市内産 かつ 上川管内加工した木材)を 20m ³ 以上使用 <input type="checkbox"/> 300万円		
		旭川産材(旭川市内産 かつ 上川管内加工した木材)を 25m ³ 以上使用 <input type="checkbox"/> 400万円		
世帯加算	子育て世帯加算 世帯員の中に18歳以下の子又は孫がいる	氏名(子または孫) 年齢 続柄 <input checked="" type="checkbox"/> 100万円		
	旭川 一郎 2 長男			
世帯加算	二世帯加算 申請者の3親等以内の親族世帯と同居	氏名(子または孫) 年齢 続柄 <input type="checkbox"/> 100万円		
除却工事	除却工事加算 除却工事について以下の条件を満たすもの	<input type="checkbox"/> 50万円		
	<input type="checkbox"/> 新たに取得する住宅の敷地内で行う工事 <input type="checkbox"/> 申請者又は3親等以内の者が住宅を所有			
	<input type="checkbox"/> 非住宅のみ、店舗併用住宅の除却ではない <input type="checkbox"/> 4/1以降に申請者が契約する工事である			
	<input type="checkbox"/> 市内に本店を置く事業者と契約する <input type="checkbox"/> 住宅の所有者及び全ての権利者が同意済			
区 分		金額	優先順位	※認定審査欄
補助申請額		3,000,000円	位	円

子育て世帯加算を利用する場合は、18歳以下の子又は孫の氏名を1名記載してください。

施工業者の申請数が6件目以降である場合、施工業者と協議の上、優先順位を記載してください。

除却加算を利用する場合は、条件を満たしている全ての項目にチェックしてください。

〔補助申請額〕
使用する地域材別の補助金額と加算額の合計を記入してください。

工事予定期間は、**現段階での目安**で構いません。
 ただし、**工事完了日は令和9年3月10日**までに検査済証の交付を受けたものが対象になりますので、御注意ください。
 ※おおよその場合は以下のように記載してください。
 上旬→1日、中旬→15日、下旬→30日

※市役所から追加で書類を求めた場合のみ

【添付する関係書類】

<input checked="" type="checkbox"/> 申請者の納税証明書
<input checked="" type="checkbox"/> 申請年度の直近の市・道民税所得証明書（18歳以上の世帯員全員分）
<input checked="" type="checkbox"/> 各階平面図・間取図 ※ 除却工事加算の場合は、除却住宅の間取図も必要です。
<input checked="" type="checkbox"/> 別紙 木材予定使用量表 等
<input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類（ ）

工事予定期間	8年5月10日～8年10月30日
対象住宅の新築工事を行う施工業者 ※市内に本店を置く事業者	
〒 070-0036 住所 旭川市〇条通〇丁目〇番地	事業者名 株式会社 〇〇工務店
担当者（担当者名） 担当者氏名	（連絡先） 090-0000-0000

建売住宅を購入する場合は、宅地	施工業者は、旭川市内に本店を置く事業者のみ対象になります。建売住宅を購入する場合も、住宅を建設する施工業者の情報を販売業者から確認して必ず記載してください。
〒 - 住所	

確認事項は必ず全てチェックしてください。
 未記入の欄があると、申請を受け付けられない場合があります。

	(連絡先)	
	マンションやアパートですか。（一戸建以外）	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ
確認事項 全ての□に チェックしてください	対象住宅に、事務所や店舗は併設されていますか。	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ
	対象住宅は、次のうちどの高性能の認定を受けた住宅ですか。 <input type="checkbox"/> ZEH <input type="checkbox"/> 北方型住宅2020 <input checked="" type="checkbox"/> 長期優良住宅 <input type="checkbox"/> 認定低炭素住宅 <input type="checkbox"/> その他（ ）※1	
	対象住宅及び土地を全て所有していますか。 所有していない場合は、工事及び本補助金の申請について所有者の承認を得ていますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい
	直近の所得が550万円を超える世帯員はいないですか。	<input checked="" type="checkbox"/> いない
	次の地域材促進普及に向けた全ての取組を実施しますか。 （のぼり掲示、写真（内・外）提供、完成見学会）	<input checked="" type="checkbox"/> はい
	今年度に「旭川市住宅改修補助金」または、「旭川市住宅雪対策補助金」を利用しますか。	<input checked="" type="checkbox"/> しない
	国、北海道又は旭川市の他の助成制度等を利用しますか。 （助成制度等の名称）	<input type="checkbox"/> する <input checked="" type="checkbox"/> しない

本補助金以外に利用する助成制度がある場合のみ、記載してください。
 住宅の取得や、住宅の本体工事の全部又は一部を対象とする国等の他の補助制度は、本補助金と重複して利用することができません。御注意下さい。

力団関係事業者である場合は、補助金の交付は受けられません。
 (注2) 申請者等の内容に虚偽やその他の不正行為があった場合は、補助金の交付決定を取り消すことや補助金の返還を求めることがあります。
 (注3) 申請者、建設場所、施工業者の変更はできません。一度、申請取り消しになります。

申請書、添付した関係書類の内容を確認していますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい
---------------------------	--

別紙

建築確認申請上の内容又は現時点での計画内容を記載してください。

【建築概要】(予定)

構造	木造
階数	2階建
延べ面積	147.56 m ² (うち住宅部分以外 25.05 m ²)

住宅部分と
附帯施設等の面積の合計

別棟のカーポートなど
附帯施設等の面積の合計

【木材予定使用量】

木材予定使用量 (m³) 内訳

補助対象部分の木材
住宅部分で使用する道産材を記入

フローリング等は厚みをかけて計算
例：49.81m²×15mm=0.7471m³

		製材等※1	内外装材※2 <small>m²の場合は材厚をかけて計算</small>	木材利用材積	木材利用材積
補助対象とする木材	道内産	2.9212 m ³	1.1112 m ³	0.7471 m ³	4.7795 m ³
	旭川産材	10.5031 m ³	0 m ³		10.5031 m ³
補助対象外木材	上記以外の産地	6.925 m ³	1.1211 m ³	0.9923 m ³	9.0384 m ³
合計		(A)が15m ³ 以上であること		(A) 15.2826 m ³	(B) 9.0384 m ³
総材積		(A) + (B)		24.3210 m ³	

5m³以上であること

地域材以外の
木材の合計

地域材の合計

- ・ 使用量は、設計内訳書等から算出して記載してください。また、木材の体積の把握に必要なため、数量は少数点以下第5位を切り捨てし、小数点以下第4位までとしてください。
- ・ 使用量が不明の場合は、施工業者等に確認のうえ記載してください。

※1 集成材・製材等：通し柱、管柱、間柱、筋交い、束、土台、大引、根太、梁、桁、母屋、棟木、胴差、床板、壁板等

※2 内外装材：床、壁、天井、外壁等の仕上げに使用する木材（家具は含まない。）

補助対象外木材に記入

- ・ 道産材以外の産地の木材（道外の国産材、輸入材等）

納税証明書(市税の滞納のない証明) 及び 所得証明書について

◆納税証明書及び所得証明書は、税制課諸税係（総合庁舎3F）のほか、各支所や東部まちづくりセンターでも取得できます。

- 納税証明書（市税の滞納のない証明）は、旭川市内に住民登録があるか、旭川市税の納税義務者となっている方であれば発行されます。納税証明書のイメージは以下の図をご覧ください。
- 所得証明書は1月1日現在でお住いの市町村で発行されます。また、証明書を請求する日によって、申請年度の所得証明書を発行できない場合がありますので、事前にお住いの市町村に発行可能となる日を御確認ください。所得証明書のイメージは15ページをご覧ください。
- 証明書請求の際には、窓口に来られる方の本人確認ができる書類が必要となります。また、本人以外の方が証明書を請求する際は、委任状が必要となりますので16ページを確認してください。
- その他、証明書の発行に関する内容は、行財政改革部税制課諸税係 ☎25-5604（直通）にお問い合わせください。

※証明書交付窓口で『市税の滞納のない証明』と『所得証明書』とお伝えください。

納税証明書イメージ

納税証明書

見本

納税義務者	住所（所在地）	旭川市〇〇通××丁目
	氏名（名称）	旭川 太郎

現在、市税の滞納はありません。
※ 市税には軽自動車税環境性能割を含みません。

本書のとおり相違ないことを証明します。

備考

年 月 日
旭川市長

〈 納税証明書及び所得証明書の委任状 記載例 〉

本人以外の方が証明書を請求する際には、委任状が必要です。

委 任 状

受任者（窓口に来られる人）

住 所	
フリガナ	
氏 名	
生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日

受任者欄：
窓口に来られる方の必要事項を記入し、本人確認ができるものをお持ちください。

私は、上記の者を代理人に選任し、次の証明書等の交付請求・受領に関する事項を委任します。

証明書等の種類

必要な証明書の名称	課税年度	通数
納税証明書(市税の滞納のない証明)		1
所得証明書	令和8	1

使用目的	旭川市地域材活用住宅建設補助金 利用のため
------	-----------------------

使用目的欄：
「旭川市地域材活用住宅建設補助金 利用のため」と記入してください。

委任者（頼む人） 令和 年 月 日

住 所	
フリガナ	
氏 名	Ⓜ
生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日

委任者欄：
証明書が必要な方（納税義務者等）の必要事項を記入、押印してください。

- 注意 1 この委任状は、必ず委任者本人が記載し、押印してください。
2 窓口に来られる方は、運転免許証等本人確認できるものを持参してください。
3 スタンプ式の印鑑は使用しないでください。

※この様式は、ホームページからダウンロードできます。

旭川市トップページ > くらし > 住宅・土地・都市計画 > 住宅・建築 > 住まいに関する情報 > 旭川市地域材活用住宅建設補助金

地域材活用住宅建設促進事業の目的と背景

本市は、2021年10月に「ゼロカーボンシティ」を表明し、2050年までにCO2排出実質ゼロを目指す政策を進めています。

その一施策である本事業は、省エネルギー性能の高い住宅の普及やCO2を固定化した木材の利用を促進し、また、二世帯住宅や子育て世帯の住宅取得に伴う負担軽減を図ることで良質な住宅ストックの形成を促進し、これを次世代へ継承することを目的とし令和5年度から実施しています。

「地元の木でつくる家」とは

本市は、持続可能な森林整備につなげる循環型社会の住まいづくりを目指し、地元の木でつくる家=「JIMOE」を応援しています。

私たちが住む旭川は面積の半分以上が森林です。森林は、水や酸素の供給、土砂災害の防止など私たちの命や生活を守るためになくてはならない存在です。

そんな森林の機能を持続的に発揮させるため、50~100年のサイクルで木を伐って・使って・植えて・育てるを繰り返すことが大切です。

地元の山で育った木を、柱や梁に加工し組み立て、完成した家に住まうことは木材の地材地消につながります。



ひととき 木

北海道×モ

北海道ではカラマツやトドマツを基盤に、多種多様な木材が産出され、様々な用途に活用されています。北海道の森林で産出された木材含む原料を、道内で加工した北海道の木材製品は「HOKKAIDO WOOD」の相性でPRされています。



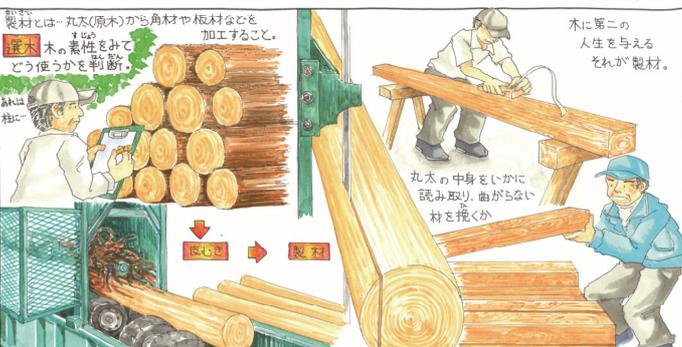
←「HOKKAIDO WOOD」のHP

「HOKKAIDO WOOD」のロゴマーク→



HOKKAIDO WOOD

原木の特性を見極めて、角材や板材などに加工する



ひととき 木

プレカット 家を建てるために使用する木材をあらかじめ工場加工する。

